

鳥取県環境学術研究等振興事業評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項及び第7条の規定に基づき、鳥取県環境学術研究等振興事業評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県環境学術研究等振興事業の助成事業に係る学術研究課題の選定、評価に関する事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、任命した日から当該年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長（委員長が定まる前にあつては審議会の庶務を行う所属の長）が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第7条 委員会に、次の各号に掲げる事項を審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

(1) 環境創造部門に関する事項 環境創造部会

(2) 地域振興部門に関する事項 地域振興部会

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、鳥取県地域振興部教育・学術振興課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月14日から施行する。

(鳥取県環境学術研究等振興事業評価委員会設置要綱の廃止)

2 鳥取県環境学術研究等振興事業評価委員会設置要綱（平成21年2月23日鳥取県企画部長通知）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。